

～市民課国保年金係からのお知らせです～

75歳以上の方へ

(一定の障害のある方は65歳以上)



平成**20**年**4**月から
新しく **後期高齢者医療制度** が始まります。

現在

現在75歳以上の方は、国民健康保険や社会保険などの健康保険にそれぞれ加入し、老人保健制度により医療を受けています。



平成20年4月から

現在加入している健康保険を抜け、後期高齢者医療制度の被保険者となり、医療を受けることとなります。

後期高齢者医療制度の、

1. 対象となる人は？

75歳以上の方全員が対象になります。

(一定の障害がある人は65歳以上)

2. 対象となるときは？

平成20年3月31日現在、75歳になっている方

→ **平成20年4月1日から被保険者になります。**

平成20年4月以降に75歳になる方

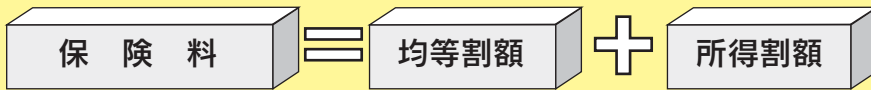
→ **75歳の誕生日当日から被保険者になります。**

3. 保険証は？

新しい保険証が1人に1枚交付されます。

4. 保険料は？

保険料は被保険者全員が納めます。



均等割額【被保険者に等しく負担いただく分】……38,426円
所得割率【被保険者の所得に応じた分】……7.12%

☆被用者保険（健康保険組合や船員保険、共済組合等）の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった方も後期高齢者医療制度の被保険者となれば保険料を納付します。
ただし、資格を得た月から2年間は均等割額が5割軽減されます。（所得割はかかりません）
これに加えて国の制度見直しにより、この均等割額について平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、5割軽減後さらに9割軽減された額となります。

☆所得の低い方は、世帯の所得に応じて均等割額が7割・5割・2割に軽減されます。
（来月の市広報2月号で保険料について詳しくお知らせする予定です）

5. 保険料の納め方は？

原則として年金から天引きされます。

年金が年額18万円以上の人

年金からの天引き（特別徴収）

年金が年額18万円未満の人

個別に納めます（普通徴収）

☆介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、普通徴収により個別に納めます。

6. お医者さんにかかった時の自己負担は？

一般の方 → 1割

現役並み所得のある方 → 3割

☆受けられる保険給付（療養の給付、入院時の食事代、高額療養費など）は現在の老人保健制度と変わりません。

7. 窓口は？

制度は秋田県後期高齢者医療広域連合が運営しますが、保険料の徴収や申請、届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口事務は市町村が行います。

制度に関する問い合わせは？

○仙北市民課 国保年金係
TEL 0187-43-3307

又は

○秋田県後期高齢者医療広域連合
TEL 018-838-0610